

衛生だより

中央家畜保健衛生所

千葉 〒262-0011 千葉市花見川区三角町656

Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)

Fax: 043-286-0090

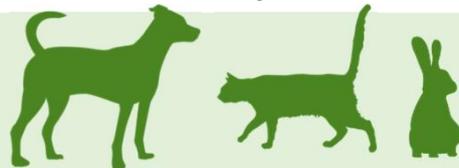
愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針が策定されました!

令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を策定することとなったため、12月27日付けで「愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定されました。

詳細は下記HPに掲載しています

👉 農林水産省HP

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/pet_telehealth.html



診療施設に関する届出事項に変更はありませんか?

開設時の届出事項に変更があった場合には、10日以内に変更届出書を提出することが獣医療法第3条で義務づけられています。

以下の事項に変更があった場合は、中央家畜保健衛生所まで変更届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ **診療の業務を行う獣医師の氏名**
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更(開設者が法人である場合)

※内容により新規の開設届出が必要な場合があります。

診療施設の届出について、24時間自動応答できる

AIチャットボットを導入いたしましたので、ぜひご活用ください。

詳しくは中央家畜保健衛生所(☎043-250-4141)まで

お問い合わせください。



届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます!

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu3.html>



中央家畜保健衛生所は令和7年4月1日より西部家畜保健衛生所に組織改正します。住所・電話番号は変更しません。